

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4975803号
(P4975803)

(45) 発行日 平成24年7月11日(2012.7.11)

(24) 登録日 平成24年4月20日(2012.4.20)

(51) Int.Cl.	F 1		
B65D 5/42	(2006.01)	B 65 D	5/42 D
B65D 5/66	(2006.01)	B 65 D	5/66 301C
B65D 5/54	(2006.01)	B 65 D	5/54 301Z
B65D 25/20	(2006.01)	B 65 D	5/42 B
		B 65 D	25/20 Q

請求項の数 7 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2009-500963 (P2009-500963)
(86) (22) 出願日	平成19年3月20日 (2007.3.20)
(65) 公表番号	特表2009-530200 (P2009-530200A)
(43) 公表日	平成21年8月27日 (2009.8.27)
(86) 国際出願番号	PCT/IB2007/001748
(87) 国際公開番号	W02007/107886
(87) 国際公開日	平成19年9月27日 (2007.9.27)
審査請求日	平成22年2月19日 (2010.2.19)
(31) 優先権主張番号	06251477.3
(32) 優先日	平成18年3月20日 (2006.3.20)
(33) 優先権主張国	欧洲特許庁 (EP)

(73) 特許権者	596060424 フィリップ・モーリス・プロダクツ・ソシエテ・アノニム スイス国セアシュ-2000 ヌシャテル、ケ、ジャンルノー 3
(74) 代理人	100082005 弁理士 熊倉 裕男
(74) 代理人	100067013 弁理士 大塚 文昭
(74) 代理人	100086771 弁理士 西島 幸喜
(74) 代理人	100109070 弁理士 須田 洋之

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】付加的な一体型パネルを有するヒンジ蓋容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

箱部分(4)と、

前記箱部分(4)にヒンジ止めされた蓋部分(6)と、を含み、

前記箱部分(4)は、

第1ヒンジ線(28)(28')に沿って容器の残りの部分に接続された一体型第1パネル(38)(38')と、

一体型第2パネル(44)(44')と、を含み、

前記第1パネル(38)(38')は、最初の位置で前記箱部分(4)の壁(20)(10)の少なくとも一部を形成し、前記第2パネル(44)(44')は、最初の位置で該第1パネル(38)(38')の下に重なり、

前記第1パネル(38)(38')は、前記最初の位置からそれが容器の前記残りの部分から外向きにヒンジ止めされる第2の位置まで前記第1ヒンジ線(28)(28')に關して折り畳み可能であり、

前記第1パネル(38)(38')は、少なくとも1つの切り込み線又は穿孔線(40)(40')(41)(41')によって前記箱部分(4)の前記壁(10)(20)に形成されることを特徴とするヒンジ蓋容器。

【請求項 2】

前記第1パネル(38)(38')は、少なくとも1つの穿孔線(40)(40')(41)(41')によって前記箱部分(4)の前記壁(10)(20)に形成されること

10

20

を特徴とする請求項 1 に記載のヒンジ蓋容器。

【請求項 3】

前記第 1 パネル (38') は、2つ又はそれよりも多くのヒンジ式に接続されたサブパネル (38a') (38b') を含むことを特徴とする請求項 1 に記載のヒンジ蓋容器。

【請求項 4】

前記第 1 パネル (38) (38') は、前記第 1 ヒンジ線 (28) (28') に沿って容器の前記残りの部分に取外し可能に接続されることを特徴とする請求項 1 に記載のヒンジ蓋容器。

【請求項 5】

前記第 2 パネル (44) (44') は、第 2 ヒンジ線 (46) (46') に沿って容器の前記残りの部分に接続されることを特徴とする請求項 1 に記載のヒンジ蓋容器。 10

【請求項 6】

前記第 1 パネル (38) (38') は、前記第 2 の位置から再び前記最初の位置まで前記第 1 ヒンジ線 (28) (28') に関して折り畳み可能であり、前記箱部分は、該最初の位置に戻った該第 1 パネル (38) (38') を保持するための一体型保持手段を更に含むことを特徴とする請求項 1 に記載のヒンジ蓋容器。

【請求項 7】

折り線 (26) (26') (28) (28') (32) (32') (36) (36')
(46) (46') (54) (54')、切り込み線または穿孔線を備え、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に記載のヒンジ蓋容器の箱部分 (4) 及び蓋部分 (6) を形成するためのブランク (2) (56) (58) (60) (62) (64) (66) (68)。 20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、新しいヒンジ蓋容器に関し、特に、消費財のための新しいヒンジ蓋パック又はカートンに関する。

【背景技術】

【0002】

商品を収容するレセプタクル部分とレセプタクル部分にヒンジ止めされた再密閉可能な蓋とを含むヒンジ蓋容器に様々な消費財をパッケージ化することは公知である。例えば、シガレット及び他の喫煙物品は、通例、下部箱部分と下部箱部分の後壁にヒンジ止めされた上部蓋部分とを含むヒンジ蓋パックに入れて販売される。そのようなパックは、シガレットの予め包まれた束の周りで適切な切り込み線に関して折り畳まれた時にヒンジ蓋パックの箱部分及び蓋部分を形成する様々なパネル及びフラップを含む積層厚紙ブランクで形成される。 30

【0003】

消費者に情報を伝達するために消費財のための包装の外面には、一般的に、図形及びテキストが付加される。従来型ヒンジ蓋容器と実質的に同一の外観を有するが、例えば、補足的な銘柄、宣伝、販売促進、又は製品情報を伝えることができる付加的な表面区域を備えた消費財のためのヒンジ蓋容器を提供することが望ましいと考えられる。 40

従来型ヒンジ蓋シガレットパックは、比較的のサイズが小さいので、可視外部表面積が特に制限される。従って、従来型ヒンジ蓋シガレットパックと実質的に同一の外観を有するが、付加的な表面区域を含む喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを提供することが特に望ましいであろう。

【0004】

既存の包装機械に対する修正が最小限か又は全くなしで生産することができるこのような付加的な表面区域を有するヒンジ蓋容器を提供することが更に望ましいと考えられる。

D E - A - 1 9 8 1 4 2 5 5 は、箱部分の後壁に対して折り畳まれた、箱部分の外側側壁パネルの縦方向後縁から延びる 1 対の追加フラップを有するヒンジ蓋厚紙シガレットパックを開示している。 50

【0005】

【特許文献1】DE-A-19814255

【発明の開示】**【0006】**

本発明によれば、箱部分と箱部分にヒンジ止めされた蓋部分とを含むヒンジ蓋容器が提供され、箱部分は、第1ヒンジ線に関して容器の残りの部分に接続した一体型第1パネルと、一体型第2パネルとを含み、第1パネルは、最初の位置で箱部分の壁の少なくとも一部を形成し、第2パネルは、最初の位置で第1パネルの下に重なり、第1パネルは、最初の位置で少なくとも1つの脆弱線によって箱部分の壁に形成され、かつ最初の位置から、それが容器の残りの部分から外向きにヒンジ止めされる第2の位置まで第1ヒンジ線に関して折り畳み可能である。 10

【0007】

第1パネルを最初の位置から第2の位置まで移動させることにより、消費者は、第1パネル及び第2パネルがそれらの最初の位置にある時に互いに対向する第1パネルの内向き表面と第2パネルの外向き表面とを露出させる。本発明によるヒンジ蓋容器の箱部分の第1パネルの内向き表面及び第2パネルの外向き表面は、従って、有利な態様においては、消費者情報を印刷、浮き彫り、又はその他の方法で表示することができる付加的な表面区域を提供する。

好ましくは、第2パネルは、第2ヒンジ線に関して容器の残りの部分に接続される。好ましくは、第2パネルは、最初の位置からそれが容器の残りの部分から外向きにヒンジ止めされる第2の位置まで、第2ヒンジ線に関して折り畳み可能である。 20

【0008】

使用の際に、一体型第1パネルを最初の位置から第2の位置まで第1ヒンジ線に関して折り畳み、それによって第2パネルを露出させると、消費者は、第2パネルが容器の残りの部分から外向きにヒンジ止めされる第2の位置まで、第2ヒンジ線に関して第2パネルを折り畳むことができる。

第2パネルを最初の位置から第2の位置まで移動させることにより、消費者は、更に、第2パネルの内向き表面を露出させ、それによってこれも、有利な態様においては、消費者情報を印刷、浮き彫り、又はその他の方法で表示することができる付加的な表面区域を提供する。 30

【0009】

好ましくは、箱部分は、最初の位置で第2パネルの下に重なる一体型第3パネルを更に含む。使用の際に、第2パネルが容器の残りの部分から外向きにヒンジ止めされる第2の位置まで、第2ヒンジ線に関して第2パネルを折り畳むことにより、消費者は、最初の位置で第2パネルの内向きにその下に重なる第3パネルを見せるか又は露出させる。第2パネル及び第3パネルがそれらの最初の位置にある時に第2パネルの内向き表面に対向する第3パネルの外向き表面は、それによって露出され、従って、有利な態様においては、消費者情報を印刷、浮き彫り、又はその他の方法で表示することができる付加的な表面区域も提供する。

【0010】

本発明によるヒンジ蓋容器の箱部分の一体型第1パネル、一体型第2パネル、及びもし含まれる場合には一体型第3パネルによって設けられた付加的な表面区域は、有利な態様においては、蓋部分の開閉に関係なく消費者がアクセスすることができ、かつ容器内に収容された喫煙物品又は他の消費財へのアクセスを妨げることはない。

それに加えて、第1パネルが最初の位置で箱部分の壁の少なくとも一部を形成するので、本発明によるヒンジ蓋容器は、有利な態様においては、消費者が、第1パネルを第1ヒンジ線に関して第2の位置までそれを折り畳むことによって最初に開く前では、従来型ヒンジ蓋容器と実質的に同一の外観を有する。消費者によって第1パネルが開かれる前では、最初の位置で第1パネルの下に重なる第2パネル、及びもし含まれる場合には最初の位置で第2パネルの下に重なる第3パネルは見えないので、本発明によるヒンジ蓋容器の外 50

観に影響を及ぼすことはない。

【0011】

更に、第2パネルは、第1パネルが最初の位置で少なくとも一部を形成する箱部分の壁の背後に、その最初の位置で箱部分内に配置されるので、本発明によるヒンジ蓋容器にこの「付加的な」一体型パネルを含めることは、その全体寸法に影響を及ぼすことはない。同様に、もし含まれる場合に第3パネルは、第2パネルの背後にその最初の位置で箱部分内に配置されるので、同じくヒンジ蓋容器の全体寸法に影響を及ぼすことはない。

【0012】

本発明の好ましい実施形態では、ヒンジ蓋容器は、下部箱部分とこの箱部分にヒンジ止めされた上部蓋部分とを含み、下部箱部分は、第1の壁と箱部分の底面壁によって第1の壁に接続した対向する第2の壁とを有し、第1パネルは、最初の位置で箱部分の第1の壁又は第2の壁の少なくとも一部を形成する。10

本発明の実施形態では、箱部分は、消費財のためのレセプタクルを形成する前壁、対向する後壁、1対の対向する側壁、及び底面壁を含むことができ、第1パネルは、最初の位置で箱部分の前壁、後壁、又は側壁の一方の少なくとも一部を形成し、第2パネルは、最初の位置においてレセプタクル内で第1パネルの下に重なる。

好ましくは、第1パネルは、最初の位置で箱部分の主要な又は重要な壁の少なくとも一部を形成する。好ましくは、第1パネルは、最初の位置で箱部分の前壁又は後壁の少なくとも一部を形成する。

【0013】

最初の位置の第1パネルは、以下に限定されるものではないが、1つ又はそれよりも多くの切り込み線、1つ又はそれよりも多くの折り線、1つ又はそれよりも多くの穿孔線、又はその組合せを含む1つ又はそれよりも多くの脆弱線によって箱部分の壁に形成することができる。好ましくは、第1パネルは、少なくとも1つの切り込み線、折り線、又は穿孔線によって箱部分の壁に形成される。より好ましくは、第1パネルは、少なくとも1つの切り込み線又は穿孔線によって箱部分の壁に形成される。最も好ましくは、第1パネルは、1つ又はそれよりも多くの穿孔線によって箱部分の壁に形成される。20

【0014】

好ましくは、第1ヒンジ線は、第1パネルが最初の位置で少なくとも一部を形成する箱部分の壁の縦方向縁部又は横方向縁部に沿っている。より好ましくは、第1ヒンジ線は、箱部分の壁の縦方向縁部に沿っている。30

好ましくは、第1ヒンジ線及び第2ヒンジ線は、平行で対向している。

好ましくは、第1パネルは、箱部分の壁の全体にわたってその対向する縁部の間に延びている。

好ましくは、第1ヒンジ線に対向する第1パネルの縁部に沿って、第1パネルから外向きに延びるタブが設けられる。使用の際に、消費者は、最初の位置から、容器の残りの部分から外向きにヒンジ止めされた第2の位置まで第1ヒンジ線に関して第1パネルを折り畳むためにタブを掴んで引っ張ることができ、それによって下に重なる第2パネルを露出する。

【0015】

本発明の特に好ましい実施形態では、最初の位置の第1パネルは、第1ヒンジ線に対して実質的に垂直に箱部分の壁にわたって延びる少なくとも1つの穿孔線により、より好ましくは、第1ヒンジ線に対して実質的に垂直に箱部分の壁にわたって延びる1対の平行な穿孔線によって形成され、第1パネルから外向きに延びるタブは、第1ヒンジ線に対向する第1パネルの縁部に沿って設けられる。最初の位置の第1パネルと突出タブとを形成する箱部分の壁における1つ又はそれよりも多くの穿孔線の組合せは、有利な態様においては、本発明によるヒンジ蓋容器の第1パネルが消費者によって簡単に最初に開かれることを可能にする。40

好ましくは、第2ヒンジ線に対向する第2パネルの縁部に沿って切り欠きが設けられる。使用の際に、切り欠きの設置は、消費者による最初の位置から第2の位置への第2ヒン50

ジ線に関する第2パネルの折り畳みを容易にする。

【0016】

第1パネルは、第1ヒンジ線に沿って箱部分に取外し可能に接続させることができる。代替的に又は追加的に、第2パネルは、第2ヒンジ線に沿って箱部分に取外し可能に接続させることができる。例えば、第1ヒンジ線は、消費者がヒンジ蓋容器の残りの部分から第1パネルを取り外せるように穿孔することができる。使用の際に、最初の位置から第2の位置まで穿孔された第1ヒンジ線に関して第1パネルを外向きに折り畳み、次に、第1ヒンジ線に沿って引き裂くことにより、消費者は、例えば、そこに提供された情報を将来の参照のために保持するか又はクーポンとして第1パネルを商品と交換するために、ヒンジ蓋容器の残りの部分から第1パネルを取り外すことができる。

10

【0017】

代替的に、最初の位置から第2の位置まで外向きに折り畳むことによって第1パネルを開いた後に、消費者は、引き続き第1ヒンジ線に関して内向きに折り畳んで戻すことによって第1パネルを再び閉じることができる。好ましくは、本発明のヒンジ蓋容器の箱部分は、第1パネルを再密閉位置に戻して保持するための一体型保持手段を更に含む。

好ましくは、一体型保持手段は、最初の位置で第1パネルの下に重なる少なくとも1つのタブを含む。ヒンジ蓋容器の箱部分が一体型第3パネルを更に含む場合、一体型保持手段は、好ましくは、最初の位置で第1パネルの下に重なって第3パネルの上に重なる少なくとも1つのタブを含む。使用の際に、第1パネルを再び閉じる時に、消費者は、有利な態様においては、第1パネルを再密閉位置に保持するために、第1パネルの一部分を少なくとも1つのタブの下に挿入することができる。

20

代替的に、一体型保持手段は、例えば、第1パネルに設けられたタブとヒンジ蓋容器の箱部分に設けられた協働スロットとを含むことができ、スロットは、第1パネルが再密閉位置にある時にタブを受け入れるように位置決めされる。

【0018】

その表面積、及び従って銘柄、宣伝、販売促進、製品、及び他の消費者情報を付加することができる付加的な表面区域を増すために、本発明によるヒンジ蓋容器の箱部分の第1パネル、第2パネル、及び含まれる場合に第3パネルの各々は、最初の位置で互いの上に重なる2つ又はそれよりも多くのヒンジ式に接続されたサブパネルを含むことができる。本発明によるヒンジ蓋容器の第1パネル、第2パネル、及び含まれる場合に第3パネルの1つよりも多くが、2つ又はそれよりも多くのヒンジ式に接続されたサブパネルを含む場合は、サブパネルは、例えば、穿孔折り畳み線に沿って互いに取外し可能に接続させることができる。

30

【0019】

本発明の1つの好ましい実施形態では、最初の位置にある一体型第1パネルは、ヒンジ蓋シガレットパック又は他のヒンジ蓋容器の箱部分の後壁の一部を形成する。この実施形態では、最初の位置にある第1パネルは、好ましくは、箱部分の後壁にわたって延びる1対の離間した平行な穿孔線により、容器の箱部分と蓋部分との間でヒンジと平行な方向に形成される。

代替の好ましい実施形態では、最初の位置にある第1パネルは、ヒンジ蓋シガレットパック又は他のヒンジ蓋容器の箱部分の前壁の一部を形成する。この実施形態では、最初の位置にある第1パネルは、同じく、箱部分の前壁にわたって延びる1対の離間した平行な穿孔線により、容器の箱部分と蓋部分との間でヒンジと平行な方向に形成することができる。代替的に、最初の位置にある第1パネルは、第1パネルの上縁が箱部分の前壁の上縁を形成するように、単一の穿孔線によって容器の箱部分と蓋部分との間でヒンジと平行な方向に形成することができる。

40

【0020】

設けられる追加表面区域を更に増すために、本発明の更に他の好ましい実施形態では、ヒンジ蓋容器の箱部分は、その各々が最初の位置で箱部分の異なる壁の少なくとも一部を形成する2つ又はそれよりも多くの一体型第1パネルと、その各々が最初の位置で2つ又

50

はそれよりも多くの一体型第1パネルの対応するものの下に重なる2つ又はそれよりも多くの一体型第2パネルとを含むことができる。必要に応じて、そのような実施形態では、箱部分はまた、その各々が最初の位置で2つ又はそれよりも多くの一体型第2パネルの対応するものの下に重なる2つ又はそれよりも多くの一体型第3パネルを更に含むことができる。

【0021】

例えば、本発明によるヒンジ蓋容器の箱部分は、最初の位置で箱部分の後壁の少なくとも一部を形成する一体型第1パネルと、最初の位置でこの第1パネルの下に重なる一体型第2パネルと、最初の位置でこの第2パネルの下に重なる一体型第3パネルと、最初の位置で箱部分の前壁の少なくとも一部を形成する別の第1パネルと、最初の位置でこの更なる第1パネルの下に重なる更に別の一体型第2パネルと、最初の位置でこの更なる第2パネルの下に重なる一体型第3パネルとを含むことができる。10

【0022】

本発明によるヒンジ蓋容器は、直角の縦方向縁部及び直角の横方向縁部を備えた実質的に矩形の平行六面体形状とすることができます。代替的に、本発明によるヒンジ蓋容器の箱部分、蓋部分、又は箱部分と蓋部分の両方は、1つよりも多くの丸形縦方向縁部、丸形横方向縁部、傾斜付き縦方向縁部、傾斜付き横方向縁部、又はそれらのいずれかの組合せを含むことができる。例えば、ヒンジ蓋容器の箱部分及び蓋部分が組み立てられる元になるプランクに公知の方法で折り目を付けるか又は切り込みを付けることにより、本発明による「丸形コーナ」ヒンジ蓋容器を生成することができる。20

【0023】

本発明によるヒンジ蓋容器は、特に有利な態様においては、シガレット、シガー、又はシガリロのような喫煙物品のためのパックとして利用される。本発明によるヒンジ蓋容器はまた、有利な態様においては、喫煙物品の複数の個々のパックを保持するためのカートンとして利用することができる。例えば、20本入りシガレットの10個の個々のパックを保持するための本発明によるヒンジ蓋カートンを生成することができる。

シガレットが形成される元になるプランクの寸法の適切な選択により、異なる数の標準サイズ、キングサイズ、スーパーキングサイズ、スリム、スーパースリム、又はワイドシガレットを収容する本発明によるヒンジ蓋容器を生成することができる。

【0024】

以下の説明から明らかになるように、従来のヒンジ蓋シガレットパックを生成するための既存の包装機械を有利に使用して、例えば、変換キットの設置のようないずれかの又は大きな機械の修正の必要ななしに、そのような従来のパックと実質的に同一の外観を有する本発明による喫煙物品のヒンジ蓋パックを生成することができる。

本発明によるヒンジ蓋容器は、以下に限定されるものではないが、例えば、厚紙、板紙、プラスチック、金属化板、積層板、及びその組合せを含むあらゆる適切な材料で形成することができる。好ましくは、本発明によるヒンジ蓋容器は、厚紙で形成される。

本発明によるヒンジ蓋容器の蓋部分及び箱部分は、好ましくは単体プランク、より好ましくは単体厚紙プランクで形成される。

【0025】

本発明によるヒンジ蓋容器は、箱部分から密閉位置で蓋部分によって覆われた空間内に少なくとも一部分が突出した、箱部分に装着された内側フレームを更に含むことができる。

本発明によるヒンジ蓋容器は、従来の方法で、例えばポリエチレン又はポリプロピレンの透明なポリマーフィルムを用いて収縮包装又はその他の方法で上包装することができる。本発明によるヒンジ蓋パック容器が上包装される場合、上包装紙は、好ましくは、容器の周りでヒンジと平行に延びる引き裂きテープを含む。

本発明を以下に単なる一例として図面を参照して更に説明する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0026】

図に示す喫煙物品のための単体プランク及びヒンジ蓋パックは、いくつかの共通の構成40

50

20

30

40

50

要素を有し、それらには、全体を通して同一又は類似の参照番号が付されている。

図1に示す積層単体プランクは、横方向ヒンジ線8(図1に太い破線で示した)に沿って互いに接続した箱形成部分4及び蓋形成部分6を含む。箱形成部分4及び蓋形成部分6は、適切な折り線(図1に破線で示した)及び穿孔線(図1に二重線で示した)に関して折り畳まれた時に、本発明の第1の実施形態による立方形ヒンジ蓋パックの箱部分及び蓋部分を形成するいくつかのパネル及びフラップを含む。

【0027】

図1のプランク2の蓋形成部分6のパネル及びフラップは、従来型立方形ヒンジ蓋シガレットパックを形成するための積層プランクのパネル及びフラップと構成が同じなので更に説明しないこととする。

10

プランク2の箱形成部分4は、底面壁パネル16のいずれかの側面に配置された前壁パネル10、矩形の底面壁パネル16、及び1対の対向するフラップ18のいずれかの側面に配置された矩形の前壁パネル10、台形の右外側側壁パネル12、及び対向する台形の左外側側壁パネル14を含む。図1のプランク2の箱形成部分6のこれらのパネル及びフラップはまた、従来型立方形ヒンジ蓋シガレットパックを形成するための積層プランクのパネル及びフラップと構成が同じである。

【0028】

図1に示すように、箱形成部分は、第1の台形の右側内壁パネル22と共に、矩形の後壁パネル20、及び後壁パネル20のいずれかの側面に配置された対向する第1の台形の左側内壁パネル24を更に含む。第1の台形の右側内壁パネル22及び第1の台形の左側内壁パネル24は、それぞれ、第1の縦方向折り線26及び第2の縦方向折り線28に関して後壁パネル20の側縁に折り畳み可能に接続される。

20

【0029】

第2の右側内壁パネル30は、第1の縦方向穿孔線32に関して第1の縦方向折り線26に対向する第1の台形の右側内壁パネル22の側面に折り畳み可能に接続される。第2の左側内壁パネル34は、第2の縦方向穿孔線36に関して第2の縦方向折り線28に対向する第1の台形の左側内壁パネル24の側面に折り畳み可能に接続される。図1に示すように、第2の右側内壁パネル30及び第2の左側内壁パネル34は、第1の台形の右側内壁パネル22及び第1の台形の左側内壁パネル24と比較して高さが縮小されている。

【0030】

30

矩形一体型第1パネル38は、第1の縦方向折り線26と第2の縦方向折り線28との間で延びる1対の平行で離間した横方向穿孔線40により、及び1対の横方向穿孔線40の間で第1の縦方向折り線26に沿って延びる第3の縦方向穿孔線41により、プランク2の後壁パネル20に形成される。第1パネル38は、プランク2の箱形成部分4の後壁パネル20と比較して高さが縮小されており、かつ第2の縦方向折り線28に沿って第1の台形の左側内壁パネル24にヒンジ式に接続されている。図1に示すように、タブ42は、第3の縦方向穿孔線41に沿って第1パネル38から外向きに突出する。

【0031】

後壁パネル20及び第1パネル38と実質的に同じ幅の一体型第2パネル44は、第4の縦方向穿孔線46に沿って第1の縦方向穿孔線32に対向する第2の右側内壁パネル30の側面にヒンジ式に接続される。図1に示すように、第2パネル44のいずれかの側面に配置された1対の台形保持タブ48はまた、その両端で、第4の縦方向穿孔線46に沿って第2の右側内壁パネル30にヒンジ式に接続される。第4の縦方向穿孔線46に対向する第2パネル44の縁部に沿って、中央半球形切り欠き50が設けられる。

40

第2の台形左側内壁パネル34と実質的に同じ高さの矩形一体型第3パネルは、第5の縦方向穿孔線54に沿って第2の縦方向穿孔線36に対向する第2の左側内壁パネル34の側面にヒンジ式に接続される。

【0032】

図1に示すプランク2で喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを組み立てるために、第2の右側内壁パネル30は、最初に第1の縦方向穿孔線32に関して180度まで折り畳まれ

50

、従って、それは、第1の台形右側内壁パネル22の下にあり、プランク2の箱形成部分4の後壁パネル20において1対の保持タブ48及び第2パネル44は、第1パネル38の下に重なる。第2の右側内壁パネル30は、例えば、接着剤によって第1の台形右側内壁パネル22に固定される。

第2の左側内壁パネル34は、次に、第2の縦方向穿孔線36に関して180度まで折り畳まれ、従って、それは、第1の台形左側内壁パネル24の下にあり、かつ第3パネル52は、第2パネル44及び1対の保持タブ48の下に重なっている。第2の左側内壁パネル34も、例えば、接着剤によって第1の台形左側内壁パネル24に固定される。

【0033】

180度まで折り畳まれ、第1の台形右側内壁パネル22及び第1の台形左側内壁パネル24に固定された第2の右側内壁パネル30及び第2の左側内壁パネル34を備えた図1に示す形式のプランク2の背面又は内面の写真が、それぞれ図2に示されている。図2の部分的に折り畳まれたプランク2における第1パネル38、第2パネル44、保持タブ48、及び第3パネル52の相対位置を示すために、第3パネル52及び第2パネル44は、それぞれ、第5の縦方向穿孔線54及び第4の縦方向穿孔線46に関して外向きに折り畳まれて示されている。

【0034】

第2の右側内壁パネル30と第2の左側内壁パネル34の折り畳みは、オフラインで行われる。喫煙物品のためのヒンジ蓋パックの組立を完成させるために、部分的に折り畳まれたプランク2は、次に既存のシガレット包装機械に送られ、喫煙物品の予め包まれた束、及び必要に応じて内側フレームの周りで、従来の方法で折り畳まれる。部分的に折り畳まれたプランク2のフットプリントは、従来型ヒンジ蓋パックを形成するための既存の積層プランクのフットプリントと同じである。従って、部分的に折り畳まれたプランクでのヒンジ蓋パックの組立は、有利な態様においては、既存の包装機械に対して何も修正を必要としないか、又は既存の包装機械に対して、例えば、そのフィーダーに対して非常に軽微な修正しか必要としない。

【0035】

使用の際に、消費者は、突出しているタブ42を掴んで引っ張り、第1パネル38を開く。タブ42を引くと、第1パネル38が穿孔線40、41に沿って箱部分4の後壁20の残りの部分から分離され、第1パネル38は、ヒンジ蓋パックから第1ヒンジ線として作用する第2の縦方向折り線28に関して図3に示す位置まで外向きに折り畳まれる。第1パネル38の下に重なる第2パネル44及び1対の保持タブ48は、それによって露出する。

【0036】

第2パネル44を開くために、消費者は、次に、切り欠き50を使用して第2パネル44を持ちし、それを、開いている第1パネル38によって残されたヒンジ蓋パックの箱部分4の後壁パネル20内の開口を通じて第2ヒンジ線として作用する第4の縦方向穿孔線46に関してヒンジ蓋パックから外向きに折り畳む。図3に示すように、これが、第2パネル44の下に重なる第3パネル52を露出させる。

【0037】

消費者が、例えば、第3パネルの外面、第2パネル44の内面及び外面、及び第1パネルの内面に印刷、浮き彫り、又はその他の方法で表示された製品又は他の情報を読んだ状態で、消費者は、第4の縦方向穿孔線46に関してそれを元通り内向きに折り畳むことによって第2パネル44を再び閉じる。消費者は、次に第1パネル38を第2の縦方向折り線28に関して逆に折り畳むことによって第1パネル38を再び閉じ、第1パネル38を再密閉位置に保持するために第1パネルの対向するコーナ部分を1対の保持タブ48の下に挿入する。

【0038】

第2パネル44及び第1パネル38を再び閉じる代わりに、消費者は、代替的に、それらの一方又は両方を、それぞれ第4の縦方向穿孔線46及び第2の縦方向折り線28に沿

10

20

30

40

50

って、ヒンジ蓋パックの箱部分4の残りの部分から取り外すことができる。例えば、クーポンとして使用するための第1パネル38を取り外すのを簡単にするために、第2の縦方向折り線28は、穿孔することもできる。

必要に応じて、本発明の第1の実施形態によるヒンジ蓋パックを形成するためのプランク2の折り線の1つ又はそれよりも多くは、切り込み線によって置換することができるこことが認められるであろう。第1の縦方向穿孔線32、第2の縦方向穿孔線36、第4の縦方向穿孔線46、及び第5の縦方向穿孔線の1つ又はそれよりも多くは、折り線又は切り込み線によって置換することができることも認められるであろう。

【0039】

本発明の第2の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランク56の前面の平面図が図4に示されている。本発明の第2の実施形態では、喫煙物品のためのヒンジ蓋パックの第1パネル38'は、後壁20ではなく前壁10に形成される。

図4に示すように、本発明の第2の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するためのプランク56では、一体型第2パネル44'は、プランク56の箱形成部分4の右外側側壁パネル12に第1の縦方向穿孔線32'に関して折り畳み可能に接続した第2の右外側側壁パネル30'に第4の縦方向穿孔線46'に関して折り畳み可能に接続される。同様に、プランク56の第3パネル52'は、プランク56の箱形成部分4の左外側側壁パネル14に第2の縦方向折り線28に関して折り畳み可能に接続した第2の左外側側壁パネル34'に第5の縦方向穿孔線54に関して折り畳み可能に接続される。更に、プランク56は、第4の縦方向穿孔線46'に沿って第2の右外側側壁パネル30'にヒンジ式に接続された单一の保持タブ48'を含むだけである。図4に示すプランクは、第1パネル38'を形成するために、プランク56の箱形成部分4の前壁10に单一の横方向穿孔線40'だけが設けられるという点で、図1に示すプランク2とは一段と異なっている。しかし、プランク56の前壁10にある第1パネル38'が第1の縦方向折り線26'と第2の縦方向折り線28'との間で延びる1対の平行で離間した横方向穿孔線40'によって代替的に形成される可能性があることは認められるであろう。

【0040】

第2の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを組み立てるために、プランク56は、図1のプランク2の場合に上述した方法と類似の方法で折り畳まれる。使用の際に、組み立てられたヒンジ蓋パックの第3パネル52'の外面、第2パネル44'の内面及び外面、及び第1パネル38'の内面によって提供された付加的な表面区域に表示された情報は、上述のものと同一の方法で消費者によってアクセスされる。

【0041】

図5から9は、それぞれ、本発明の第3、第4、第5、第6、及び第7の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランク58、60、62、64、66の前面の平面図である。図5から9に示すプランクの各々は、横方向ヒンジ線8に沿って互いに接続した箱形成部分4及び蓋形成部分6を含む。プランクの蓋形成部分6のパネル及びフラップは、ここでもまた、従来型立方形ヒンジ蓋シガレットパックを形成するための積層プランクの構成と同一構成である。

【0042】

その表面積、及び從って銘柄、宣伝、販売促進、製品、及び他の消費者情報を付加することができる追加表面区域を増すために、図5から9に示すプランクの各々の第1パネル、第2パネル、及び第3パネルの少なくとも1つは、折り線に関して互いに折り畳み可能に接続された図中参照符号「a」と「b」でラベル付けされた2つのサブパネルを含む。

プランクで本発明の第3、第4、第5、第6の実施形態によるヒンジ蓋パックを組み立てる時に、第1パネル、第2パネル、及び/又は第3パネルを形成する2つのサブパネルは、図1に示すプランク2に対してプランクが上述の方法で実質的に折り畳まれる前に互いに重なるようにして折り畳まれる。互いに重なるように最初に蛇腹形又アコーディオン形に折り畳まれた3つ又はそれよりも多くの折り畳み可能に接続したサブパネルを含む第

10

20

30

40

50

1パネル、第2パネル、及び／又は第3パネルを有する本発明によるヒンジ蓋容器も同様に生成することができることは認められるであろう。

【0043】

本発明の第5及び第6の実施形態によるヒンジ蓋パックによって提供される追加表面区域を更に増すために、それぞれ図8及び9に示すプランク64及びプランク66は、箱形成部分4の後壁20に形成された第1パネル38ばかりでなく、箱形成部分4の前壁10に形成された更に別の第1パネル38'も有する。これらのプランクの構成は、従って、図1に示すプランク2の構成と図4に示すプランク56の構成との組合せに基づいている。

【0044】

それぞれ、図1及び図4から9に示すプランク58、60、62、64、66で形成された本発明の第1から第7の実施形態によるヒンジ蓋パックは、3つの一体型パネル、すなわち、最初の位置で箱の箱部分の壁の一部を形成する第1パネル、最初の位置で第1パネルの下に重なる第2パネル、及び最初の位置で第2パネルの下に重なる第3パネルを含む。

しかし、2つの一体型パネル、すなわち、最初の位置で容器の箱部分の壁の一部を形成する第1パネル、及び最初の位置で第1パネルの下に重なる第2パネルを含む本発明によるヒンジ蓋容器も生成することができることは認められるであろう。例えば、図10は、本発明の第8の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランク68の前面の平面図である。本発明の第8の実施形態では、上述の本発明の第1の実施形態によるヒンジ蓋パックの場合のように、喫煙物品のためのヒンジ蓋パックの箱部分4の前壁10に第1パネル38が形成される。しかし、第8の実施形態では、第3パネル52は、最初の位置で第1パネル38の下にあり、第2パネル44は割愛される。

【0045】

図10に示すように、本発明の第8の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するためのプランク68は、一体型第2パネル44、第2の右側内壁パネル30、又は第1の縦方向穿孔線32を含まないが、図1に示すプランク2とその他の方法で同一の構成である。

図1及び図4から10に示す積層プランクで形成された本発明による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックは、従来の方法で、例えばポリエチレン又はポリプロピレンのような透明ポリマーフィルムを用いて収縮包装又はその他の方法で上包装することができる。

【0046】

以上の説明から、本発明によるヒンジ蓋容器は、有利な態様においては、読むための追加情報を消費者に提供し、かつある一定の実施形態では容器に収容された喫煙物品又は他の製品への消費者のアクセスを妨げない方法で除去することを可能にすることが認められるであろう。

更に、本発明による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックは、有利な態様においては、既存の包装機械を使用して、その軽微な修正だけに従い、かつ既存のシガレット又は従来のヒンジ蓋パック寸法を何も変更せずに生成することができることが認められるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0047】

【図1】本発明の第1の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面又は外面の平面図である。

【図2】図1に示す形式的部分的に折り畳まれたプランクの背面又は内面の写真である。

【図3】第2の位置に第1パネル及び第2パネルを備えた図1のプランクで形成された本発明の第1の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックの背面図である。

【図4】本発明の第2の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。

【図5】本発明の第3の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。

10

20

30

40

50

【図6】本発明の第4の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。

【図7】本発明の第5の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。

【図8】本発明の第6の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。

【図9】本発明の第7の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。

【図10】本発明の第8の実施形態による喫煙物品のためのヒンジ蓋パックを形成するための積層単体プランクの前面の平面図である。 10

【符号の説明】

【0048】

20 箱部分の壁

38 一体型第1パネル

44 一体型第2パネル

52 一体型第3パネル

【図1】

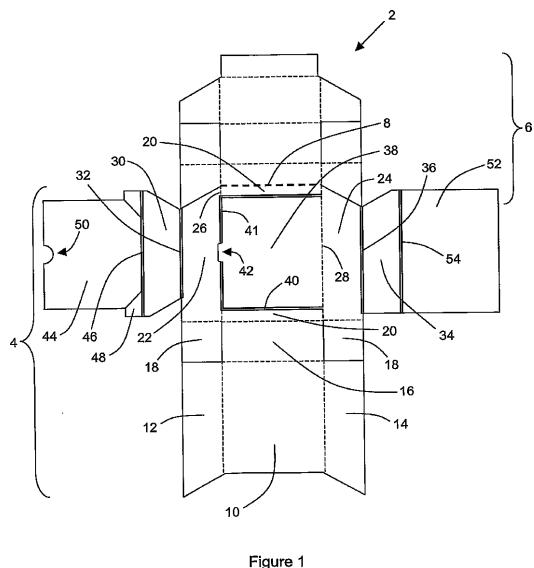


Figure 1

【図2】

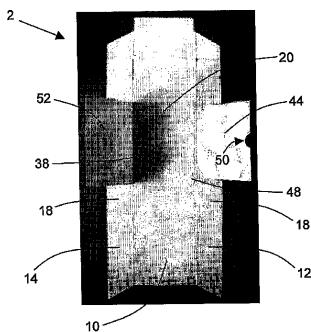


Figure 2

【図3】

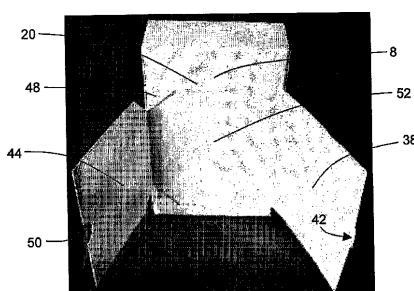


Figure 3

【図4】

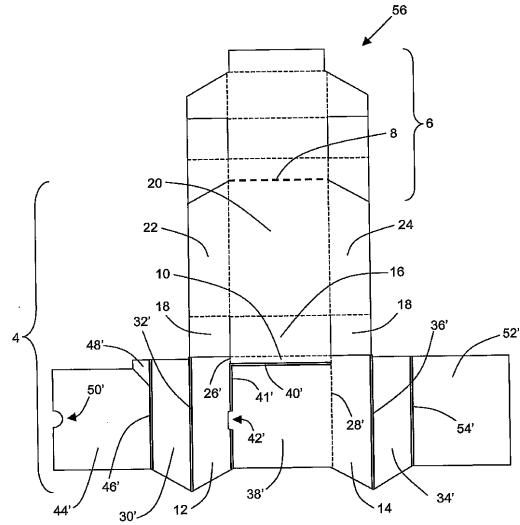


Figure 4

【図5】

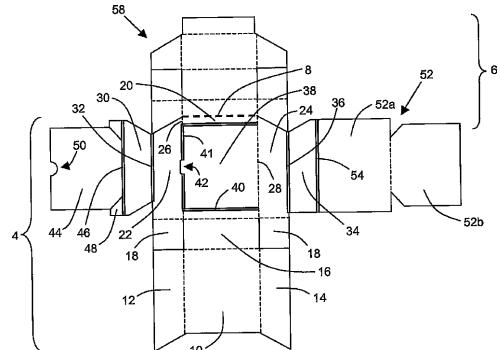


Figure 5

【図6】

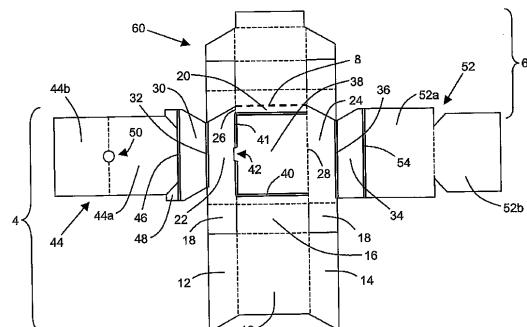


Figure 6

【図7】

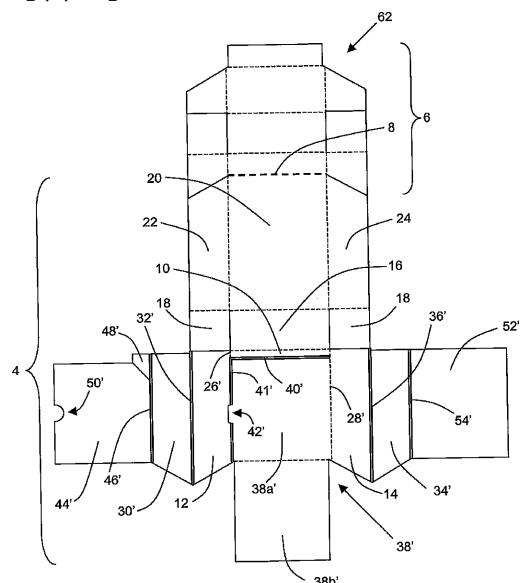


Figure 7

【図8】

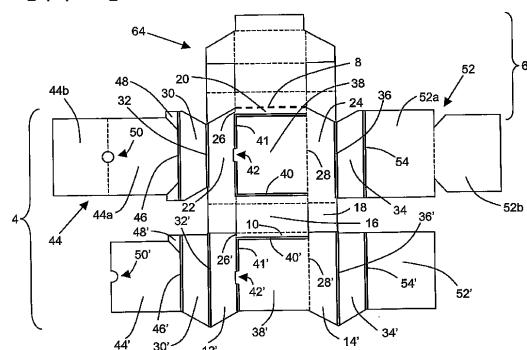


Figure 8

【図9】

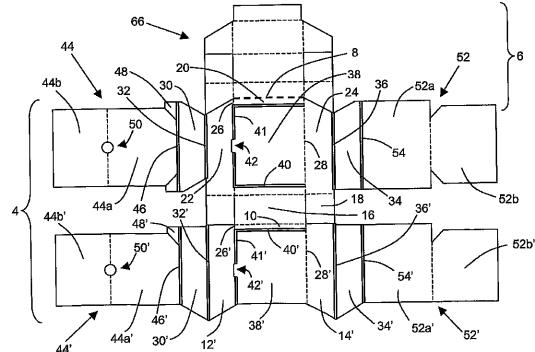


Figure 9

【図10】

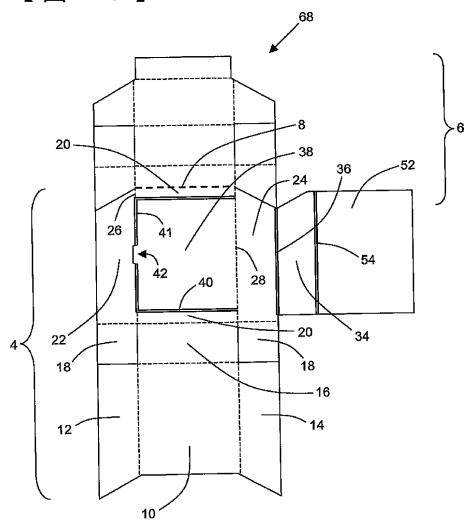


Figure 10

フロントページの続き

(72)発明者 シャトゥレン ルーカス

スイス ツェーハー 1073 サヴィニー ルート ド ピエール オゼール 8

(72)発明者 ウエス ジャック

スイス ツェーハー 1302 ヴュフラン ラ ヴィル ルート ド ボヴォン 22

審査官 石田 宏之

(56)参考文献 特許第4105283(JP, B2)

実用新案登録第2553955(JP, Y2)

特開平11-59659(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 5/42

B65D 5/54

B65D 5/66